

平成30年3月23日

保護者 各位

埼玉平成中学・高等学校
事務局

「自転車保険の義務化」について

早春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、埼玉県では県内で自転車を利用する場合に事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担軽減を図るため、4月1日より自転車保険への加入が義務となります。

本校では、生徒全員が加入している、A I G 損害保険(株)の総合保障制度「こども総合保険」の個人賠償責任にて、自転車での事故等にも対応可能となっており 加入義務を満たしております。但し、1事故あたり支払限度額は3,000万円となっておりますので、不足とお考えの場合は、個々に別途ご加入ください。

尚、「こども総合保険」の詳細につきましては、配付いたしましたパンフレット(中等部3年生は高等部入学説明会時に配付済)をご確認いただくか、本校担当の代理店へお問い合わせください。

* 補償内容等詳細につきましては下記までお問い合わせください。

A I G 損害保険会社代理店(株) グローバル・アイ<担当:高橋>

☎044-959-1200